

# 多様性を認め合い、誰もが

～ありのままの自分でいたい。性の

# 自分らしく生きられる三豊市へ

多様性について考えてみませんか～

▶問い合わせ 人権課 ☎ 73-3008

## 「8.9%」

こちらは何を示す数字でしょうか？この数字は、日本における LGBT などの性的マイノリティの人の割合です\*。市の人口に当てはめると、約 5,600 人になります。

男性は男性らしく、女性は女性らしくふるまう。男性は女性を、女性は男性を好きになるのが「普通」。そう考えていませんか？しかし、容姿や価値観が異なるように、性のあり方は人それぞれです。性的マイノリティの中には、偏見や差別を受け、苦しい思いをしている人たちがいます。

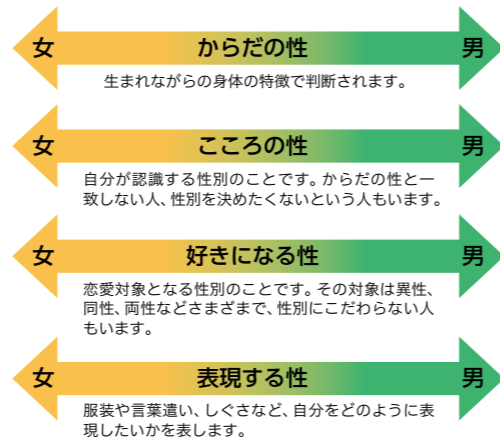
誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて、性的マイノリティに関する人権課題を考えていきましょう。

※電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT 調査 2018」より

## 性のあり方は多様です

人の性は、からだの性、こころの性、好きになる性、表現する性の組み合わせです。これらは男女の 2 種類にはっきり分けられるものではなく、多様に組み合わせられるため、性はグラデーションといわれることもあります。

特に、こころの性や好きになる性は性的な趣味や好みの問題ではなく、自分の意思で選択できるものではありません。



## LGBT を知っていますか

同性が好きの人、同性も異性も好きの人、自分の性別に違和感を覚える人たちのことを、広く総称して「性的マイノリティ」と呼びます。

性的マイノリティのうち、「LGBT」とは、レズビアン (L)、ゲイ (G)、バイセクシュアル (B)、トランスジェンダー (T) のことをいいます。

性的マイノリティは非常に多様であり、LGBT 以外にも X ジェンダー (性別を男性か女性のいずれかには分けられない人)、アセクシュアル (他者に対し恋愛感情や性的欲求を抱かない人)、クエスチョニング (こころの性や好きになる性が定まっていない、または意図的に定めていない人) などが含まれます。

- L** レズビアン (Lesbian)  
女性を好きになる女性
- G** ゲイ (Gay)  
男性を好きになる男性
- B** バイセクシュアル (Bisexual)  
両性を好きになる人
- T** トランスジェンダー (Transgender)  
からだの性とこころの性に違和感がある人

※「性的指向(好きになる性) (Sexual Orientation)」と「性自認(こころの性) (Gender Identity)」の頭文字をとった「SOGI」という言葉もあります。こちらは、全ての人の性のあり方に関わる、LGBT よりも広い考え方です。

## 三豊市の取り組み

市では、互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら市民一人ひとりが自分らしく生きられるまちづくりを進めています。

### 職員研修・講演会の開催

職員や市民に対し、性的マイノリティに対する理解を深めるための研修や講演会を開催しています。

### 各種様式における性別欄の取り扱いを見直し

法令で定められているもの、事務上必要なものを除いて、性別欄の見直しを進めています。

### パートナーシップ宣誓制度の導入

性的マイノリティのカップルに対し、宣誓により「パートナーシップ宣誓証明書」および「宣誓証明カード」を交付し、市が二人の関係を公的に証明します。

1月1日～導入

## 三豊市パートナーシップ宣誓制度

を利用した 2 人にインタビュー

市では、1月1日から「三豊市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。1月17日に「パートナーシップ宣誓書」を提出した市内在住の田中昭全さんとパートナーの川田有希さんに、宣誓制度を利用する思いや、性的マイノリティについて私たちに伝えたいことなどを聞きました。



▲田中昭全さん(左)と川田有希さん(右)

### 性的マイノリティの今

人生のパートナーを選ぶとき、大多数の人が異性を選びますが、一部の人は同性を選びます。それは多くの人がそうであるように、普通に生きていく中で自然とそうなるのです。

現在、世界の約 30 カ国では同性同士の結婚が認められている一方、日本ではいまだに法制化がなされていません。結婚が認められないと、困ることがたくさんあります。例えば、何十年一緒に暮らしたとしても戸籍上は他人であるため、財産も相続できません。また、医療機関での治療の同意ができなかったり、片方の親しか子どもの親権を持っていないなどが挙げられます。



### 宣誓書を提出して

この制度をきっかけに、パートナー 1 人が市外から転入したので、2 人が同じ住所になりました。新鮮な気持ちです。

昨年 2 月に、婚姻届を提出しよう

として不受理になりました。しかし、それをきっかけに三豊市がパートナーシップ宣誓制度について考えてくれ、今こうして形になったことが感慨深いです。

### 自治体や社会に望むこと

パートナーシップ宣誓証明書には婚姻のような法的な効力はありません。今後、同性にも婚姻が認められることが一番の希望ですが、その前段階として、地方自治体が制度として取り入れたことを心強く思います。

今後の社会の流れとして、さらに多くの自治体が制度を取り入れてくれるといいですね。また、多くの医療機関で異性間カップルと同じようなサービスが受けられるような呼びかけや、企業の福利厚生が受けられるような呼びかけを自治体が積極的に行ってくれると効果的だと思います。

しかし、法的な効力がないとはいえ、宣誓制度があるのとないのでは全然違います。パートナーシップ



宣誓証明書を提示することで、保険契約の際に保険金の受取人として認められる場合もあります。私たちの場合は、具体的なメリットよりも「自治体が自分たちの生き方を認めてくれている」という精神的な支えを得られたことが大きいです。

### 一人ひとりの生き方が認められる社会へ

「地方に性的マイノリティの人はいない」という偏見を持つ人も中にはいるかもしれませんが、皆さんと変わらない生活を送っているということを知ってください。

皆さんの近くにも当事者がいて、声をあげられずに一人で悩んでいる人がいるかもしれません。ほとんどの当事者は、誤解や偏見を怖れて言い出せないのです。中には、それをからかう発言に傷ついている人もいます。性的マイノリティの人が自分のすぐ隣にもいるかもしれないという意識が当たり前になったらいいなと思います。そして多様な生き方があるということが肯定され、全ての人がありのままの自分で生きられる、そんな社会になってほしいですね。



▲昨年 10 月にマリソウで行われた三豊市 LGBT 啓発講演会で、講師として講演を行いました



▲1月17日、市役所でパートナーシップ宣誓をした田中さんと川田さん。宣誓証明書と宣誓証明カードが交付されました



▲市 LGBT 啓発ポスターは、アーティストとしても活躍する田中さんがデザイン